

第十九回
国会

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十四号

(四一五)

昭和二十九年四月六日(火曜日)午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原三男君
武藤 常介君

委員

秋山俊一郎君
石井 桂君
鵜原 亨君
三木與吉郎君
竹中 勝男君
三橋八次郎君
戸叶 武君
寺本 廣作君
千田 正君
鈴木 強平君

政府委員

運輸政務次官 西村 英一君
運輸省海運局長 岡田 修一君
運輸省鉄道監督局長 植田 純一君
建設政務次官 南 好雄君

説明員

建設省住宅局長 前田 光嘉君
住宅企画課長

○補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別委員会を開会いたします。
補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題に供します。

先ず前回に引続き運輸省関係の審議を行います。政府から岡田海運局長が出席しております。第二十一条について御質疑のあるかたは御発言を願います。
ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

○小笠原三男君 この前も局長に伺いましたが、これがやつてもやらなくともいいという程度の修正のように、結果としてどうも考えざるを得ない、これは来年になれば又法律上は元に戻るのだという前提ならば、一年だけ開発銀行の機能で何とかして置けという程度の法案にしかならないようです。あなたの主張なれば、今の海運事業から言へば、こういう方向はとるべきであるという前提に立つておるようですが、将来の見通しについては、この開発銀行関係の利子補給に関する調整というものはどういうふうになつて来るのですか。

○政府委員(岡田修一君) 昨日も申し上げましたように、外航船舶建造利子補給法では開発銀行と利子補給契約を結ぶことができると、こういう規定がございますので、必ずしもその法律で開発銀行と利子補給契約を結ばなくても、法律違反とは言えないわけでございます。

す。併しそういう法律があるのに実際上利子補給契約をしないということとは、まあ法律を制定した趣旨に反する。従つて法適用の解釈性から言つて、開発銀行に対しては二十九年度からは利子補給契約をいたさないことになつておきますので、従つてここにこの二十一条を挿入して当分の間適用しない、こういうふうなことにいたしたわけでございますが、この当分の間、これは一年になるか、二年になるか、ともかく政府として、開発銀行は国の機関であるからそれに政府が利子補給をするという建前はおかしいという見解をとつて、利子補給を停止したわけでございますから、従ひまして、この当分の間というのとは相当長く続くのではないかと、実際の措置は昨日申し上げましたように、三分五厘と六分五厘の差の三分は徴収猶予という形で、海運業者の現在の経営の苦しいところを緩和して行こう、こういうことに思つておる次第であります。

○小笠原三男君 私わからんのです。委員長、これは衆議院のほうの修正はこの内容には何ら手が着いておりませんか。

○政府委員(岡田修一君) 大変うかつかりいたしましたので申訳ございません。これは政府原案は衆議院で修正になつて、一年限りと、こういうことになつておるようでございます。従ひまして三十年年度予算の場合に、又開発銀行に利子補給をするかどうかということが問題になるかと存じます。

○小笠原三男君 それで仮に国会の意思は二十九年度限りだということであれば、当然三十年度からはそのときの政府が何らかの考慮を払わない限りは、現行法にもとることになるわけですが、それで二十九年度は大体開発銀行に対する利子補給をするとなれば、その経費は幾らになるのか、又例えば開発銀行のほうでは、その利益金の中から国庫納付する状況があるとすれば、それらの見込まれる金額はどの程度出て来るのか、その辺のところをお話願いたい。

○政府委員(岡田修一君) 当初開発銀行に対して一分五厘の利子補給をいたすとしたした場合の、まあ二十九年度の所要額でございますが、それは大体十億九千万円程度であつたと思ひます。これは一分五厘です。これはそのときは大体開発銀行で五分まで、開発銀行自体で下けて三分五厘、その差の一分五厘を利子補給、こういう関係で予算を算出をいたしましたところが十億九千万、ところで今度開発銀行で六分五厘に下けて三分五厘、その差三分を猶予するということになりました。と、大体その倍の約二十二億近くが徴収猶予ということになるわけです。ところが開発銀行ではすべてそれは徴収が困難なものとして、二十九年度の予算を作つておられる、かように承知いたしております。

○小笠原三男君 この開発銀行の総務部長ですか、参考人として呼んだ場合で、開発銀行としては、むしろど

つちになつても大して困らない、結局政府の助成がないときには開発銀行が国に納めるほうの金を猶予してもらう、そして操作すればやつて行けるというふうな話でしたが、そういうことはこの二十一条の法案を提出する場合には、政府と開発銀行との間に正式な取極めがあつたわけですか。

○政府委員(岡田修一君) 先ほどもお話し上げましたように、この二十九年度の予算をきめるときに、開発銀行には利子補給をしないで開発銀行自体で賄う、こういうことがきめられました。これはまあ形式的に整えるために、この二十一条の規定が今度の法律に挿入されたわけでありまして、従ひまして二十九年度の予算が決定されました場合に、開発銀行自体でまあ六分五厘にして、三分は徴収を猶予するといふ話が政府と開発銀行との間に話合ができたわけでございます。開発銀行の二十九年度の予算と申しますか、資金運用計画もそれによつて組まれておる、かように私もはみております。

○小笠原三男君 だから補給しないというほうは開発銀行も了解しておるわけですが、補給はしないが、その代りに国に納むべきほうの金は納めなくてもいい、猶予する、そういうふうな取引があつたのかどうか、そういうことなんです。開発銀行のかたの公述では、利子の取立を船会社に猶予する分、開発銀行の資金操作はやはり影響を受けるけれども、国に返すべき金というものは開発銀行にもある、それを

返さなければやつて行けるのだ、返さないことになつておるのだから、どつちになつてもかまわないのだ、こういうような話があつたわけでありまして、だからそういう関係の話があつたのかどうかということをお尋ねしたい。

それから予算の決定と言いますけれども、それは国会でとやかくいふも言つておる予算ではないようですから、それで政府の考え方を明確にして置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡田修一君) 開発銀行で今度こういう措置をとりましたがために、開発銀行の国庫への納付金を減したかどうか、これはちよつと私もよくその間の事情を存じません。一つ大蔵省のほうから御説明を求めて頂いたかどうかと思ひます。

○小笠原三三男君 それでは話を進めまして、今まで第九次の造船をやつておるわけですが、第十次以降のそれについては、今の段階では政府としてどういふふうなお考えを持っておられるのですか。

○政府委員(西村英一君) 第十次につきましては、百八十五億の予算を以て只今進めたいと思つておりますが、いろいろなこと非常に遅れておるわけでありまして、併し私たちの運輸省の態度といたしましては、二十八年に四年計画を作りまして、百二十万トンの計画造船をするという線を作るべく、疲さないようにして行きたいと思つておるわけでありまして、併し大体その線に沿ひまして、例えば海運業者或いは造船業者或いは又金融関係等につきまして、いろいろ今意見を聞いておる最中でございまして、成るべく早くまとめ

たいと、かように努力しておる最中でございまして。

○小笠原三三男君 その際にいろいろ今までの経緯に鑑みて各種の批判を取入れられておやりになるでしようが、大筋としては国民の疑惑を受けないうような手続と方法を以てこれを実施しなければならんのだと思ひます。が、そういう基本的な対策については御検討になつておられるのですか。

○政府委員(岡田修一君) 十次造船を進めて行きます上におきまして、一番問題は船会社の資産信用状況が市中銀行の融資対象になり得ないほど悪くなつておる。これは市中銀行だけではなしに開発銀行自体も銀行という性格であります。海運の融資対象にできない、こういうところまで行つております。一方造船所の状況をみますと、もう六月になりますと、大型の船台五十七のうち五十二までがあつてしまひまして、非常に大きな労働問題或いは社会問題になります。私どもは何とか危機を切抜けて、早く十次造船の実施をするように取進みたいというので、只今政務次官から話のあつたように、いろいろ各方面の意向をたたき、協力方を求めているのでございまして、その市中銀行或いは開発銀行の協力を求める前提といたしまして、今後

の海運のあり方、それから造船の政策のあり方、こういうものを検討しなければならぬというので、その面の検討を行ひ、又経済関係の間でも懇談を願つたりしておるわけでございます。その問題点といたしましては、日本の海運業者が非常に多い、これがお互いに競争して経営の安定を欠いておる。こういう面についての経営の安定策を

どうするか、こういうことです。それからもう一つ市中銀行、開発銀行で融資の対象になり得ないような今日の海運会社の経営状況からして、今後どういふような形でやつて行くか、例えばたび／＼意見の出でおりますような、もういつそのことが起るというやうなところまで進むかどうか、或いは国が造るというまでに至らないまでも、何か市中銀行なり、開発銀行が協力し得るような方策がないか、こういうことを今いろいろ方法を探して見ようと思ひます。そこで速急に目度をつけまして、今候補が進展途上でありまして、この途上でなか／＼それに取組み得ませんが、一応候補が一段落つければ、すぐにでも満足でき得るというやうなところまで持つて行きたいというので、必至の努力をいたしておるのであります。今日ここで、然らばどういふ方向に行くのかという具体的な案を申上げるところまで至つておりませんが、今申上げたやうな次第でございます。

○小笠原三三男君 これはちよつと問題になつた点なので、海運局長として答へて下さい。とだと思ひますが、実は昨日の緊急質問に關する石井大臣の答へがあつたわけですが、その点について私も昨日委員会でも質問の途中やめてしまつたので、ちよつとだけお尋ねしておきますが、局長は昨日、それらの問題は検査庁としての取調の結果明らかになると考へるので、まあ立場上答へたくないというお話でありましたが、成るほどその点は一応そのお立場に立てば御尤もな御意見だろうと私は率直に考へますが、ただそういう問題が起つたときに、お亡くなりになつた御本人が非常に苦慮せられて、而もその苦慮せられておる内容は自分自身の問題に關したことは、そういう状態であらう不幸な事態を見るやうになつたといふことは、私はやはり監督者と申しますか、上司にも責任があるのではないかと今ふうに考へております。従つてそういう本人の遺族等に対しては、それ／＼十分なお手当をなさるでしようが、自分の意思で自殺したかたは、まさか公傷によつて死亡したといふ取扱ひもできないでしようが、その後管理者の立場にあるかたがたは遺族等に対する措置はどういふふうになつたのか。又大蔵法務大臣の説明によると、検査庁当局の取調は参考人としての取調で、調整部長の饗應、宴會のそれらについて取調たといふのですが、そういう機会が調整部長というやうな職にある人においてあるやうな、そういうチャンスが相当回数あるやうな、そういう何と申しましたのかどうか、この点だけは立場上局長からお伺ひしておきたい。

○政府委員(岡田修一君) 藤田英夫君の死は私もいたしまして深く責任を感じておるところでございます。私も死の直前まで心にとめておりました遺族に對しまして、私もまあ非常に微力ではございますが、私どもの考へ得る限り、力の及び得る限りの措置をいたしたいと、かように考へて目下その計画を考慮中でございます。まあ役所のほうの退職金その他の処置につきましても、できるだけ有利な方法を考へて頂きたいといふことを上司のほうにお願いしておるのでございまして、

で、私もいたしましては、本人があとに心を残すといふことのないやうな措置を十分いたしたい、かように考へておるのでございまして。私といたしましては、藤田英夫君の死に對しまして、もう心からなる責任を感じ、如何なる処分を受ける考へてございまして。なお、調整部長が、まあいろいろ饗應その他のために藤田君にかかわり合ひを及ぼしたといふことでございしますが、これも目下調整部長は検査庁で取調を受けておる最中でございまして、私も余り申し上げること如何かと存するのでございまして、一つこの点に對する答へをお許し願ひたいと思ひます。

○小笠原三三男君 今の御答へでは、如何かと思はれるのですが、部長の上司である局長として、部下の者がどういふ行動をしておるかといふことがわからない、或いは信頼がおけないという状態ではなからうと思ひます。それで私としては、そういう事実を知つてゐるのか、知つていないのか。局長としては知り知らないことなのかどうか、その点をお尋ねしているわけですから。上司として……。

○政府委員(岡田修一君) それらの点は只今申しましたように目下取調中でございまして、一つ答へを御勘弁願ひたいと思ひます。

○小笠原三三男君 私は昨日の緊急質問で、大蔵法務大臣でさへも、こういうことお尋ねしたんだといふことを、国会の本議場を通してさへその内容を答へておるのです。で、私はその内容については検査当局がいろいろな角度から追及せらるるということとは

○小笠原二三男君 局長のそういうふうにおつしやられる立場も十分諒としないわけではございませんけれども、少くとも昨日のようなああいことが法務大臣から御説明があれば、一般公務員、而もその公務員のうちでも幹部職員である方々は、そういう機会がままあつて、いろいろ業者との附合いもやつておるのだなというふうに、それは一般としては考えられるだろうと思ふ。だから私としては打消してもいいたかつたけれども、その打消す言葉がないということであれば、これはもう止むを得ません。これ以上この問題に

ますか、或いは政府と民間が共有するものになりますか、或いは政府自体で作つて、その船を保有する機関になりますか、とにかくそういうふうな機関を考へて行きませんか、三十年度以降はもう船が造れないのじやないか、かような考へを持つておるのであります。これはまだ政府の考へ、或いは運輸省の考へというのじやございませんので、私もずつと海運を見つめて來ておる者、造船を考へて來ておる者の、或いは私見というふうにお考へ願つていいまだ段階かと思つておりますが、そのような考へを持つてゐる次第

ますので、その古いことは省略いたしますが、この終戦直後まで地方鉄道補助法という法律がございまして、この法律に基きまして、全国的にこの鉄道の助成をやつて参つておりましたのであります。これが終戦後昭和二十二年になりましてこの法律は一応何と申しまするか、補助を打切ることになつたわけでございます。その地方鉄道補助法という法律のものが実は生きておつたわけでございますが、その補助の期限を昭和二十二年で打切つたやうな恰好になっております。ただ北海道に關しましては、北海道拓殖鉄道補助

いう必要があるということは、その後におきまして、その事情は同じようにあつたわけであります。又最近の状況におきまして、自動車がまあいろいろ発達して参りました。そのほか僻地ににおきましては、この輸送量が比較的に少いために運賃も相当、殆んど限度まで上りましても、どうも経営の維持が困難なものがあちこちに出て参つております。勿論この維持困難なものとは廃止する、事実廃止しておりますところの地方の鉄道もございます。ところが、これを廃止いたしましたとしても、何かを代る交通機関で置換えられるわけであ

三 設備の維持が困難なため老朽化した地方鉄道であつて、その運輸が継続されなければ国民生活に著しい障がいを生ずる虞のあるもの

こういうものにつきましては、特に運輸大臣の認定或いは承認を受けたものにつきまして、一定の助成をする、かような趣旨になつたわけでございませう。なおこの法律ができて、こののちのうちに趣旨に含まれておりますと

ころの北海道に關します北海道の拓殖
鐵道補助に關する法律というものは、
この法律ができました機会にこの中に
吸収いたしまして廃止いたした、かよ
うな次第になつておるわけでございま
す。

○小笠原二三男君 そうしますと、こ
れは大蔵省配付の予算關係の資料で言
いますと、二十八年九百八十八万五千
円というふうな予算でございまして、
が、二十八年度というのは、要するに
北海道拓殖法に基く北海道の地方軌道
に補助をした金だけだ、こう了解して
いいわけですね。

○政府委員(植田純一君) その通りで
ございます。

○小笠原二三男君 それから二十九
年度予算として、本法が通過した際
は二千五百万円だ、こういうふうな
予算が出ておるわけですが、従来の考
え方で言へば、大体北海道分は一千
万円程度、こうしますと他は内地の部
分に振向けられて千五百万円程度とい
ふに常識的には考えられますが、二
千五百万円と予算をきめた根拠はど
ういうところにあるのか、御説明願
います。

○政府委員(植田純一君) 実はこの北
海道の鐵道におきましても、従来の北
海道の拓殖鐵道補助に關する法律によ
りますと、營業を開始いたしまして
から一定の期間補助するということ
になつております。従いまして、その
補助期限が切れますと、補助の対象
にならないわけでございますが、先
ほど申しましたように、いわゆるどう
してもその維持継続を地方の民生の安
定のために図らなければならぬとい
う鐵道も今度対象にいたしましたので、

その意味におきましては北海道の鐵道
につきましても、今度の法律におきま
して新たに対象となるものもあるわけ
でございまして、大体におきまして、
まあ御承知のように北海道の鐵道以外
の内地の鐵道が対象となりましたため
に、まあこう殖えたと御了承願つてい
いのじやないかと思ひますが、実は
この法律の趣旨に従ひまして、運輸省
といたしましては予算の要求といたし
ましてはもとと相当多額を要求いた
したのでございまして、併しながら今
日の財政状態等から見ましても、又こ
の法律の趣旨から見ましても非常に新
らしく補助を出すということにつきま
しては、かなり嚴重に考えなきゃなら
んということにつきまして、大蔵省は
勿論そういう立場をとつております
し、私どももそういう財政の現状から
見まして、そう多くを望むこともでき
ないということ、おおむねこの二千
五百万円という大蔵省の査定に同意を
いたしたような結果になつておりま
す。

○小笠原二三男君 そうすると、現行
法で行けば二十九年予算額としまし
ては一億六千二百三十三万円必要であ
るという計算をされておられますが、無
論運輸大臣の認定等があつて、それら
とがまだできておらないところから
つきりしないのでしようが、この数字
だけは法律に基いて対象として予想さ
れる地方軌道を引抜いて来て、そうし
てこの營業なり固定資産なりの状況か
ら積算してこういう数字が出たのかと
私は思ふのですが、これは適当にやつ
ぱり現行法通りの場合でも、お手盛で
これは計算した数字ですか、一億六百
二十三万円という何か根拠がありそう

な数字ですが。

○政府委員(植田純一君) 実はこの一
億云々という数字につきましては、実
は私といたしましては説明できかねる
数字なんです。これは大蔵省
におきましても恐らく根拠のある数字
だと存じますが、私どもといたしま
しては、この数字の説明をいたしかね
る数字でございまして、と申しますの
は、私どもの要求と、第一という鉄
道を対象にするかという対象において
少し差がございまして、従いまして、こ
の対象において違います關係上、私ど
も要求いたしました数字は実はもつ
とこれよりもまだ多い数字なんです
でございまして、予算査定上一定の対
象を想定いたしまして、それについて
の法律に基く数字がこの一億六百二
十三万円である、かように存じており
ます。従いまして勿論法律上の計算に
基く数字であるというところは確か
でございますが、その細部につきま
しては、運輸省といたしましてはちよ
つと説明いたしかねる数字でござい
ます。

○小笠原二三男君 では運輸省がこの
現行法を尊重して、そうして補助の条
項を勘案して、事務当局としてその対
象として選び出した地方軌道は幾つあ
るのですか。その補助の總金額が六
割として幾らになるのかお示し願
います。

○政府委員(植田純一君) 運輸省が一
番当初に要求いたしましたのは、新線
補助におきまして十九社、欠損補助に
おきまして三十三社、そのほか改良補
助が五社でございまして、合計にお
きまして要求額は約六億九千万円であ
つたのでございまして、ところが運輸省

といたしましても、実はこの中に例え
ば昨年の災害關係で被害を受けた
会社、その災害の分も実は含んでおり
まして、これはどうもやはり災害は災
害で別のやはり措置が講ぜられまし
たので、これはそれも含めて要求するの
は少し過当である、こう考えまし
て、いろいろ検討いたしまして、その
結果最終的に要求いたしましたのは、
この対象会社も減りましたが、金額に
おきまして一億六千万円というものを
最終的に要求いたしましたわけでござ
います。

○小笠原二三男君 そうすると、六億
九千万円と一億六千万円の差額は災害
關係の資料だつたわけですか。それ
も六億九千万円という膨大な金を要求
したわけですか。

○政府委員(植田純一君) いや、実は
その点は、災害關係におきまして約三
億五千万円くらいがあつたと思ひま
す。なおそのほかにおきまして運輸省
のいわゆる要求におきましても、若干
もう少し検討すべき点もあつたことも
事実でございまして、そういうふうな
關係を減らしまして一億六千万円と
いうことになつたわけでございま
す。

○小笠原二三男君 そういうことに
だんだんと聞いて来ると、この二千五
百万円というのは何らの根拠がない、た
だ財政全体の振合上一応割付けたお
手盛の金額だ、しかし私たちが認識でき
ませんが、運輸省のほうではどう思つて
おるのですか。

○政府委員(植田純一君) 確かに何と
申しますか、二千五百万円という数字
につきましては、いろいろと財政上の
事情で、どうしてもこの程度に落ち

いたわけでございまして、ただいろいろ
折衝の過程におきましても、法律上
のいわゆる限度一億の補助というこ
とが財政上どうしても無理であるとい
うような観点から、大体二千五百万円
ということも止むを得ないという観点
になつたわけでございまして。

○小笠原二三男君 これは議員立法な
んでね。国会の意思として自發的に
その必要を認めてきめた法律です。そ
して本年初めてこれが実施の段階に
来てる法律なんです。それが未だ実施
もしないうちに政府のほうで勝手に
いうか、理由があつたと申しますか、
直しにかかつて来ている、そして相
当する金額というものを限度として直
したというところは、初めに二千五百
万円というお手盛の予算を作つて、予
算に見合
う形にして適當に金をばらまくため
に「限度として」という字句を挿入した
ということになつて来た、この立法の
精神なり、趣旨というふうなものは一
切無視されたのだ、而もその議員立法
として国会が意思した意思が全然政府
当局によつて無視された、こういう
今までのあなたの答弁によると考え
ざるを得ない、客觀的に結論はそこ
に行くのです。私はそういうふうな
解せざるを得ないのです、いや、そ
うじやないというところであれば御説
明を願ひたい。と言ひますのはあなた
のほうで法律に基いてこれを実施する
ためには六億九千万円という金が必要
である、而もそのうち災害關係が三億
五千万円ばかりであつたというならば、
少くとも三億四千万円というものは
法の趣旨から言へば出さなければなら
ない金だ、ところがそれを出さない、
やめましたというこの法律案ではない。

態でございます。

○小笠原二三男君 北海道では従来当てにしておつたものが減つて来る、内地のほうでは当然増置されようと考え、この法律が完壁に動かない、そのうちにもうこの法律は直してしまふ、こういうようなことでこの法律を実施するに責任が持てるかどうか、聞かれたら持てない、努力はしますといつても、金には限度がありますから持てないことだろうと私は思うのですが、政務次官如何ですか。

○政府委員(西村英一君) 法律は昨年二十八年度までは北海道の補助金はありまして、北海道の私鉄はそれによつて竣工ができたわけでございます。併し内地のはこの補助の政策がなかつたわけでございまして、それでこの私鉄補助法を作り出したことによつて、北海道が別に影響されたわけではございませんので、北海道は含めていられるわけでございまして、自然に……。

○小笠原二三男君 減るのだから。

○政府委員(西村英一君) 自然に減つて来るわけなのでございまして、それは補助をするために或る一定の年限が切れる、このために減るといふことであつて、そのために減るわけではない、内地の鉄道といたしましては今まで全然補助がなかつた、地方鉄道もその補助がないために潰れて行くといふふうな状況を或る程度救ふことができるわけでございまして、その減るということにつきましては、補助の年限等がありまして、その整理をいたしたためであるかと私は存じます。

○小笠原二三男君 そう言つてしまふなら何も運輸省が一億六百万円を必要

とするわけはない、何でそんなものを要求したか。

○政府委員(西村英一君) それでありますから、結局予算の範囲内ということと、その限度というところが睨み合ひになるので、要求、相当する金額と言へば、そういうような要求になるから、予算との関係、又一方法律で予算の範囲内ということとを謳つていふので、限度においてやろうといふことに直したほうが今後の運用上適當ではないか、かように考へておるわけでございまして。

○小笠原二三男君 大体が予算の範囲内であることは、この種のもののは初めからその通りなんです、あなたがいつしやる通りです。併し予算の範囲内、一円でも予算の範囲内ですよ。そんなことを予想してこの法律が作られたとあなたは考へてなつていますか、あなたはこの法律をそういうことのために賛成したのですか。

○政府委員(西村英一君) いや、そういうことではありません。実質的に地方鉄道が、今まで補助のなかつた地方鉄道が若干の補助を得てそれだけの鉄道でも竣工ができる、減らずに済むといふことにおいて、その程度で満足するよりほかに仕方がなかつたといふことであります。それで若干の、この法律の或る程度の目的は達しておると私は考へるのであります。

○小笠原二三男君 少くともそうおつしやるならば、少いなら少いなりに二千五百万円というものがどう使われるか、限度としてあるけれども、内容としては従来百分の六といふものをこれをどう直すとか、或いは補助の条件

をどういふふうに内容的には規制して行くとか、そういう根拠があつて積み重ねて来た二千五百万円なら、小さな金でも私は承認する、成るほど御尤もだと思つてくれども、全然この二千五百万円というものの根拠がない。基礎がない。お手盛なんです。初めからお手盛の二千五百万円という予算を置いて、だから、仕方がなかんべえといふこと

で、「限度として」という修正をしたといふことだけはこれの修正をしたといふことだからなんです。それを嘘だといふ強弁はできないはずですよ。嘘だといふならば、二千五百万円は、今の場合どこへを認定して、そうしてどういふ会社の営業或いは固定資産といふものはどれ／＼だから、これの百分の一・五にして計算すれば二千五百万円になります。だから本年はそういたしますと、こうおつしやつて頂きたい、それがない限りは、これはお手盛ですよ。そうして勝手に財政の都合という名に隠れて、少くとも議員立法で、まだ目の目も見えないのに一方的にこういう修正を加えて来た。こういう客観的事実が否定できないじやないですか。それが嘘だと言ふならば二千五百万円をどう使うのか、資料を出して頂きたい。

○政府委員(植田純一君) 勿論予算の二千五百万円という、その査定基礎はこれはございまして、ございしますが、この実施上におきましては、例えば欠損補助というやうなものにいたしましても、実行上におきましては決算を具体的に見まして、その上で各会社の具体的な数字はきまるわけでございまして、予算査定上の基礎は勿論ございしますが、実行上の計画といふものにつ

きましては、これは更に政府部内におきまして協議中でございます。さうな状況でございます。

○小笠原二三男君 今の局長の答弁を聞いてもちつとも私は納得できない。さつぱりわからない。二千五百万円の内容があるというならば、どこでどうして……、同じ限度と言つてもこれは臨時立法法ですから、特例ですから、今年度限りのものとして本年幾ら／＼の率を以て補助して行く、そういうような点を明確にして頂きたい。それがなければ何としても私の言う通りお手盛りですよ。そうして勝手に議員立法に手を着けて来た。端的にそう言わざるを得ないのですよ。政務次官の腹の中ではそう思つていられるでしょう。

ただ政府の立場があるから、そうではないと言つておられる。そんなら資料を御提出願わなければならぬ。少くともさつき榊原君も言つたが、局長は、現行法で行つた二十九年度の予算額としては一億六千二百三十三万円というやうな数字が出て来たのだが、この根拠は何だと聞いたら、それは大蔵省のほうから出て来たのでわからないと言つておられるのですよ。わからないといふやうな数字が出て来て、そうして二千五百万円について、それは査定はされたでしょう。客観的な事実ですよ。お手盛りであるが、何であるが、この金は二千五百万円と定められた、そういう意味では査定されたでしょう。併しこの内容はわかつていますか。あなたのところではこの内容がわかつていないはずなら、一億六千二百三十三万円といふものも、大蔵省との協議で出て来た数字と見ざるを得ない数字ですから、

従つてこの内容があなたにはわかつていないくちやならんはずなんです。

○政府委員(西村英一君) 大分その御質問に対する私たちの答えがポイントが合つておらないやうであります、私は申しましたように、この法律を提出したのは「相当する金額」、こう言つと、今建設費、新線建設の場合は六分に見合う金で要求しなければならぬ。併し一方又その法律の中には、予算の範囲内でやるということになつて

いるから、そこで要求する側の運輸省或いは大蔵省との間にいろいろな疑義も起るから、それで「相当する金額を限度として」と、そういうことであります。それであなたの言つておられることは、六分に相当する補助といふ代りに三分にしたらいじやないか、或いは二分にしたらいじやないか、或いは一のことをはつきりその法律に謳つたらいいじやないかといふことでしようが(小笠原二三男君) いや、そんなことじやない(と述べ) そういうことじやないのですか。

○小笠原二三男君 そんなことじやない。この「限度として」という修正を加えるからには、限度としたならば、二十九年度の二千五百万円はどう使ふんだという、その計画が私は出ておらなければ、いい加減なことだけ言つてることになるんだと、私の言う議論にそうではないといふことを立証するた

こういうわけなんです、ところがそれが

がない。而も又一億六千二百三十三万とい
う現行法通りで実施された際の二十九
年度の予算案というものが資料によつ
て示されているけれども、これは政府
の最終的な決定なんですよ、資料です
から……。それについて当面の責任者
である局長は御承知ない。この内容は
どういう根拠によつて出て来たかとい
うことは御承知ないというのです。御
承知がない。当面の責任者が御承知が
ない数字なら、これは結局大蔵省財政
当局が、先ずこの金のいわゆるあ
なたの言う予算の範囲内で、一応体裁
を整えればいいのだということ、二
千五百万をきめ、それに見合うよう
に、「限度として」と法律を修正して来
たのだ、そう言わざるを得ないとい
ふに私は申し上げている。だからそう
ではないというなら、反対に全部引
くり返して、そうして明快な御答弁
を、この一億六千二百三十三万と二千五百
万について内訳を御説明願いたい。

○政府委員(西村英一君) それは一
一、二千五百万円と天降りに決定して
それを割当するのじやなくて、交渉の
過程において積上げた数字であります
から、そのあはれはわかつております。今
持合せがあるかどうか知りませんが、
提出してもよろしいと思ひます。

○小笠原二三男君 この問題は議論の
対象になることはわかつているのです
から、あるならば、持合せがあるのか
ないかといううな、そんな準備粗漏な
ことではないか、あつたらお見せ願
いたい。あつたら一つここで御披露願
いたい。

○政府委員(植田純一君) 二千五百万
円につきましては、勿論査定の基礎は

ございするが、ここに……。

○小笠原二三男君 二千五百万円の内
訳については、資料があるから持合せ
ておれば出し、持合せなければあ
とで出すような意味合の政務次官のお
話ですよ。そういう意味合のもので
よ、私の聞いているのは……。

○政府委員(植田純一君) あとからそ
れじや提出したいと思ひます。今
のところはつぎの資料を持合せ
ておられます。

○小笠原二三男君 ないじやないか、
資料は……。今のところ持合せてい
ないことじやないのです。まだ作つて
いないことなんだ、詳しいものは
……。

○政府委員(植田純一君) いや、実は
これは大蔵省と折衝の途中でございま
すけれども、むしろこれは大蔵省のほ
うから提出して頂いたほうが適当じや
ないかと私は考えたわけでございま
すから、それで……。

○小笠原二三男君 語るに落ちてるじ
やないか。

○政府委員(植田純一君) それでは実は
私のほうにもその資料はございませ
う。ございするが、私のほうから出
ますにつぎまして、更に打合せまし
て後刻出したと、かように存じま
す。

○小笠原二三男君 速記を止めて下さ
い。

○委員長(松永義雄君) 速記を止め
て。
(速記中止)

○委員長(松永義雄君) 速記を始め
て。
○小笠原二三男君 どういう会社にと

ういう補助をするということが積算さ
れて出て来た数字が二千五百万だとい
うことを議院中に政務次官がおつしや
いましたが、局長その通りであるなら
ば、その積算の資料をお出し願いた
い。

○政府委員(植田純一君) 只今もちよ
つと申上げましたのでありますが……
○小笠原二三男君 余計なことは要ら
んからお出し願いたい。

○政府委員(植田純一君) それでは予
算の査定の基礎になりました資料を提
出したします。

○小笠原二三男君 積算されておるの
ですね、各会社……。そうしたらそ
ういうものはあなたたち文書や何かで綴
つてここへ持つて来ているでしよう、
見せて下さい。

○政府委員(植田純一君) 実は又御覽
間に受答するようでございすけれ
ども、予算の基礎となる数字は勿論ご
ざいます。ただ実際の認定と申しま
すか、認定会社の各会社の数字とかい
うのは、これは最近の会社の決算を見
なければ確定したさいないわけでござ
います。例えば年に二度の決算期を持
つておりますものは、二十八年度の
二十九年度の上期とこの最近の一年間の
実績を見まして、例えば九月期決算が
多いのでありますが、九月期までの決
算を見まして、その会社の実際の現
状の決算を見た上で、この法律に当
てまして各社に幾ら補助を出すとい
う数字が実はきまるわけでございま
す。

○小笠原二三男君 きまつてないじや
ないか。

○政府委員(植田純一君) いや、実は
北海道の従来の補助もそういうやり方
をしておつたわけでございす、具体

的に……。勿論予算折衝におきまし
て、いろいろと予算のきまりました基
礎になる計算の根拠は勿論ございま
す。ございするが、実際に数字が確立
いたしましたのは、そういう会社の業績
をはつきりと見まして、その収支決算
を見ました上でないと確定したさい
ないわけなんです。従ひまして実
は一般的にはこの予算の基礎になりま
す数字は申し上げられるわけでござ
います。併し具体的にどの会社が幾
らということは、ややもすればこれは誤
解を生じやすいわけなんです。ござ
います。例えば赤字会社におきましても決
算期におきまして、仮に何と申しま
すか、数字が我々の予想しております
とはそう大して違ひませんが、勿論若
干の狂ひはございす、決算におきま
して……。

○小笠原二三男君 併し場合におきま
して……。勿論数字が變つて参るわけ
でございす。そういう意味におきま
して、具体的ないわけの会社別の実行計画と
いふものは、これは従来の例で申しま
しても、年度の後半に突はなるわけ
であります。そういう点をお含みの上
でございしましたならば、この予算の基礎
になりました根拠は勿論あるわけで
ございす。併しこれを余り公表するの
は如何かというふうな感じはいたして
おるわけでございす。

○小笠原二三男君 私の場合には
そうなつて行くと思ひます。概算私
り、或いは最終的には清算するとい
うような方法はとられるだろうと思
ひます。併し政務次官がおつしやる
ように、そういう意味合でなくとも、
に、そういう意味合でなくとも、この
限度として二千五百万円を査定され
るに當つてはどういう会社が少くとも
対象となりそうか、又それらの金額は過

去の決算等で調べて見ればどの程度を
必要とするようか、従つて少くともこ
の程度の金額は必要である、そういう
資料が政務次官に言わせればあるとい
うわけだ、だから私は清算額を聞いて
おるのじやない、きつときめたもの
を聞いておるのじやない、どこどこ
とどこが、大体二千五百万円にお
いて何社に対して大体こういう方面の
ことを主とした補助をしなければなら
ん、そういうふうなのがずつと出てい
なくちやならん、こう思うわけなん
であります。そういうものを示し願
いたい、こういうわけなんです。

○政府委員(植田純一君) 勿論今御指
摘のような資料はございす。従いま
して、その資料は提出したいと思
ひます。

○小笠原二三男君 それから一億六
千二百三十三万についてもありますか。
○政府委員(植田純一君) これは実は
二千五百万円につきましてはござい
ますが、一億六千というのにつきま
しては実は私の手許にはございせん。

○小笠原二三男君 そうすると、これ
は大蔵省というものは非常に勝手な
ところで、自分は自分のほうで計算を
し、運輸省のあずかり知らざること
として、そうして国会にこういう資料
が政府の提出の資料として出て来る
のです。まあそういう仕組みになつて
いるならなつていて結構です。まあ結
構です。

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記
を止めて。
(速記中止)

○委員長(松永義雄君) 速記を始め
て。
○政府委員(西村英一君) 打合せまし

て後ほど御返事いたします。どうぞ御了承願います。

○小笠原二三男君 今日運輸省はこの程度でまあ保留しておきます。

○委員(松永義雄君) それでは運輸省に対する御質疑はございませんか。ではこの程度にいたしたいと思ひます。

次に、建設省関係に移ります。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

政府から建設政務次官南好雄君、それから説明員として建設省住宅局住宅企画課長前田光嘉君が出席しております。説明員の説明に対して御異議ございませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○委員(松永義雄君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) では速記を始めて下さい。

御異議ないと認めます。では質疑に入ります。

○小笠原二三男君 国としての住宅問題は非常に大きな問題であると考えますが、現在住宅金融公庫法等の一部改正等によつても住宅問題で一番悩ま通されておる宅地等の問題を解決しようとして政府は努力しておられる。にもかかわらず、こつちのほうはこの公営住宅法では二分の一とあつたものが以内という修正になつて、少くとも修正の意図は二分の一以下の補助にしよう、こういうような考えに立つておると思うのですが、私としてはその間矛盾があ

るのではないかとふうに考えられるのですが、その点どんなものなんですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。大蔵省が今後補助金等を整理する方針を当初におきまして私拝承いたしましたときには、小笠原先生も御承知の通り、たしかこれは建設委員会でも御説明申上げたかとも存じますが、重複したならば御了承願ひたいと存じます。何でも大蔵省の考え方は、不特定多数の人の利益を目的とする場合には現在のようないわゆる補助の方針で行く。で、最後はもう一つは特定の人か、或いは特定の財産に対する結局のところその利益になつて行くようなものについては、或る程度第一のものよりも差を付ける、こういう趣旨で国の補助金等を整理するのだ、こういう方針を聞いたのであります。で、考え方をいたしましたのは、いろいろの議論もございまして、一応の筋も通つていふように思つたのであります。例えば道路、港湾或いは河川というような不特定多数な、つまり公共の色彩の強いものについては現行補助率で行く、住宅につきましても、公営住宅など

は、これは個人の結局財産になるわけでもないのではありませんが、住んでいる人は特定の一人だ、それから或いは農地のごとく、いろいろ公共の目的は持つて行けるが、帰するところは個人の財産になつて行くというやうなものについては、道路、港湾、河川と同じやうな補助率ではどうであらうか、こういう意味で差異を付けるのだ、こういうことを開いたのであります、その際におきましてはいろいろ議論がござ

いまして、見方によつてはいろいろの議論が勿論出て参るのであります。が、国家財政の現在において一兆円予算というやうなものも組まなければならぬ際においては、建設省の立場といたしましては、いろいろ言ひたいこともやま／＼あつたものではあります。が、大蔵省の考え方についても全然筋が通つておらんということもないのじやないか。然らば、まあ今まで五割のものを四割にするについても、これは辛抱しなければならぬのじやないか。国家財政がもう少し余裕ができる場合においては速かに元に戻すが、国家財政が今日のやうな状態においては、従来の五割を四割にすることも万止むを得ない、こういう立場において大蔵省の方針を、この分についてのみ止むを得ざる仕儀といたしまして了承いたしましたやうな次第でございます。

○小笠原二三男君 そうすると建設当局としては大蔵省のやつたことを止むを得ざるものとして了承したということですから、建設省としては腹からこういう法案には賛成したわけではないというふうに聞えて来るわけですが、その点はまあ大蔵省の答弁で聞いておきたいのですが、さてこの政令で定める第一種公営住宅というのはこれは何を指しておるわけですか。

○政府委員(南好雄君) 小笠原先生、私より或いは詳しいのじやないかと思ひますが、これは二十九年法からやります。高層建築三戸分を指すのだとてございまして。

○小笠原二三男君 それは「二分の一以内」ということになれば、二十九年法はどれだけの補助率になるのですか。

○政府委員(南好雄君) 先ほどお答え

申上げましたように四割でございます。

○小笠原二三男君 そういうふうに確定しておつて期限付の特例法であるなら、なぜこれをこの法文でその内容を明確化しないで政令に委ねるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。衆議院において直りましたので、ちよつとおかしく或いはおとりになられたかとも存じますが、原案は「当分の間」ということになつております。そういったとすると、私たちの考え方は国家財政が速かに元に戻れば二分の一に持つて行きたいという希望を持つております。国家財政が現在のやうであるならば万止むを得ない、こういうことで四割にいたしましたのであります。したが、この「当分の間」というのは非常に不明確な言葉であります。五割になることもあれば、これはいい場合であります。もつとひどい場合には或いは三割になることがあるかも知れない、こういう意味でそこは大分ゆとりを持たして当分の間二分の一以内ということに私たちは同意したのであります。併しまあ補助金のようなものは、毎年三割になつたり、四割になつたり、五割になつたり、二割になつたりというやうなことは、これは實際理窟の上にはありません。が、具体的の場合には四割にいたしますればその四割がずっと続くので、本年のような特殊の事態が発生しなければ、なか／＼それが下つたりするやうなことは實際の行政の状況から申しますとあり得ないのであります。ただ法律の上においては五割にすることもできれば、或いは三割に万止むを得ざることもあるというので、

当分の間二分の一以内、これは昔の法律は皆こうなつておつたのでございませうが、戦争中立法府で定めることはうまいなはいかん、はつきりしたほうがいいといふので二分の一というふうになつたと聞いております。考え方としては私今言つたやうにはつきりしておつたほうがいいと思ひます。が、場合によつては一々立法の改正の手続をせずに或る程度国家財政と睨み合せまして、御了承を得ますならば、動かし得るやうな形にしておいても条文においては差支えないのじやないかというやうな気もいたすのであります。

○小笠原二三男君 政務次官は学のあるところの一端までお示し願ひて御答弁願つたのですが、そうならば私は逆に今くらい法律が尊重されないときは直したいと思つて、事ごとに突進しておらうかと思つて、逐次法律を直して来る。そういうことから考えたら、この高層住宅四割にするという意味の法律規定をしておいても何ら差支えがない。次々と都合によつては直して来ればいいと考える。従つて政令に委ねるということは、この第一種公営住宅といつてもその内容は高層住宅だけではないのだから、財政の都合によつてはこれを拡大して、政令で定める場合も起り得るでしようし、四割というものが三割、二割になる場合もあり得る。政府部内だけで勝手に操作ができるというのではないかと疑念が私にはあるわけですが、そういうことは絶対ございせんか、心にも思つたことはございせんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。御承知の通り、この法律の原案は大蔵省が作ったのでございまして、終りになって我々も共同参加したのであります。大蔵省の思惑をここでとやかく何と申しますか、考えますことはどうかとも思うのであります。それが、それほどまで立法府と申しまするか、又勝手にいじることができたためか、又勝手にいじることができたためか、この法律にしたと、私は大蔵省に對しても成るだけ思いたくないのでございします。

○小笠原二三男君 では建設省としては絶対高層住宅以外にこうした四割という補助率の適用を拡大して行かないと言明できますか、或いは四割以下に補助率は下らないということも言明できますか。

○政府委員(南好雄君) 少なくとも私たちが住宅政策というものを考えております限り、はつきり申上げます、が、そういうことはいたしたくないと考えております。

○小笠原二三男君 いたしたくないと考えているあなたが思っている法律でも、大蔵省から止むなく押付けられたら、さつきの答弁のように、こういうふうな修正が出て来るのですから、建設省当局がそういうことを幾らお考えになられても、大蔵省から押付けられて来た場合には、それは阻止できないのじやないですか。そのことをこの法律案そのものが立証しているのじやないですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。最初小笠原委員の御質問に私お答え申上げましたように、考え方には、いはば全然筋が通つていないわけでは、結局何と申しますか、公

共性の強いものについては現行補助率で行くんだ。それよりもやや公共性の薄いものについては補助率を低くして、もいひではないかという考え方につきて参りますと、構造その他につきましても、今の世間の常識では庶民住宅の小さいものから見ますと高級とも考えられるのでございまして、そういうものについては他のものが五割でありますならば四割でもいいではないかという、つまり何と申しますか、建設省といたしましても、困が十分で

ならば五割で行きたいが、どうしてもできないとするならば、何を先ず補助率を下げる必要ならんか、こういう点で勘案いたしまして、第一次公営住宅に持つて行つたわけでございします。そういう趣旨がございしますので、今日以上は國家財政が窮乏いたしました、或いはそのときどうしてもやらなければならんような事情が突発いたしたまれば別といたしまして、現在のよう

な情勢におきましては、少なくとも現在の住宅に對する世の中の考え方が、要らん限りにおきましては、私はこの補助率がそう減つて行つたり、或いは第一種公営住宅が第二種公営住宅に政令で変るといふようなことは、私は到底まあ今のところでは考えられない。又それは建設省も、何と申しますか、住宅政策を軽く見ておらん、こう申上げたいのでございします。

○小笠原二三男君 この高層耐火住宅というのは何階以上を指すのですか。

○政府委員(南好雄君) まあいろいろ考え方ございしようが、事務当局の考え方は、七階以上十二階ぐらゐの高層建築と考えると、こう言つてお

ります。○小笠原二三男君 そうすると、六階以下は二分の一補助、従来のまま、七階になると四割補助、こういうことになるわけですか。

○政府委員(南好雄君) 当然そういう御質問が出ると思つておりますが、今何と申しますか、建設省の事務当局案、それから大蔵省あたりとも十分了解を得ておりますのは七階以上を作ることにしております。従つて六階以下を作つておりませんから、又作る方針でございせんので、理窟は確かに、そういういたしますと、或いはそういう小笠原さんの御質問のような疑念が出るかも知れませんが、将来も特殊の事情の発生せん限りにおいては七階以上のアパートを建てることになつております。

○小笠原二三男君 あなたが最初御答弁になつた大蔵省の言ひ分も御尤もであるという点も考えられるという内容として、不特定多数のもの云々という議論でございしましたが、現に四階建のものも不特定多数の者に利用されるものである、七階以上もその通り。論理的にそれが四割と二分の一と区別せられる。その理由は財政の都合というところと一点だけかかつているとしか我々は考えられない。そういう七階という高層建築と四階という建物とで、その性格性質が四割と二分の一に変わる根拠理由をお示し願ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私先ほど大蔵省の方針をと、こ

うお答え申上げたのであります。先にも申しましたように、これは衆議院においてもそういうお叱りを受けたのでございしますが、大蔵省の説明で、

アパートのようなものは高級だと、こ

ういう説明をして、非常に委員の方からお叱りを受けておつたのも聞いてお

つたのであります。普通今の世間の常識では、建設省が今考えておりますやうな七階以上十二階当のそういう高層建築と申しますか、これは高級でありませんが、高層建築は、他のい

わゆる公営住宅のように十五坪とか、十坪とか、そういう小さなものからい

たしますと、やや高級のように見られる。そういう場合には、方針

といたしましては公共性が比較的薄

い、帰るところは個人の財産になると

いう、農業の場合の農地というやうな

場合と比較いたしまして、それとそれ

から現在のいわゆる住宅政策の持つて

いる重さ、こういうものを勘案いたし

まして、建設省といたしまして、若し

万止むを得ず大蔵省の方針に政府とい

たしまして協力するためには、どうい

うものがいいだらうかというので、こ

ういういわゆるモデル・ケースではござ

います。高層建築というやうなもの

について、まあ他のものが五割である

ならば四割でもいいではないか、こ

ういふ趣旨で、これも國家財政が許すな

らば、今日の住宅事情から申しますな

らば、土地の有効利用という点からも

高層建築必ずしも贅沢ではないのであ

るます。併し世の中の常識上、七

階、十階、十二階というやうなアパ

ートを作つて、これが庶民住宅、これが

公営住宅であると言ふのは、まあモ

デル・ケースではございしますが、少

しとかというやうな議論もございま

して五割のものを四割にした、こ

ういふ一つ御了承願ひたいのでござ

います。

○小笠原二三男君 少しどうかと思

うけれども、何とかということでは

ちつとも住宅政策として一貫してい

ない。私はどうしても断に落ちません。

却つて高層建築になれば、あとでお

ねしますが、共同施設の使用なり、そ

の他一般の住宅等から見ると金額が

高くて来るわけですから。而も土地の

高度化利用ということでは建設省の一貫した、

是非やり遂げたいということでは住宅

金融公庫法の一部改正等もやつて

います。あなたのお話で、ただ私の

断ち切つてはつきりした点は、結局大

蔵省から攻め立てられて、さてどれ

供出しようかなあと選択したところ、

残つたものはこの高層建築が、まあ

ちよつと高層に通過する趣きもある

から、それでまあ止むなく供出した

した、こ

ういう点だけは誠に断に落ち

てはつきりしたんです。それだけで

す。併し理論的には何ら一貫してい

ない。この点は専門である説明員に

説明願つてもよろしい。こ

ういうやり方は住宅政策として一貫して

おりますか。

○説明員(前田光嘉君) この高層耐火

住宅は、公営住宅といたしましては最

初のケースでございまして、従来は耐

火住宅と申しまして四階以下をやつ

ておりました。ところが何と申して土

地の高度利用を図りたいということ

で、二十九年から新たに八階以上、

先ほど南政務次官の申されました

七階以上と考へております。八階以上

の高層住宅を作りたいと思ひまして

いる検討いたしました。何分最初の

ことではございしますが、建築費も

相当嵩

みますので、国の負担という面、で

き

き

き

き

き

き

き

上り戸数も多くしたいというふうな点も考え併せて、それに財政の事情もございまして、新規の事業としてモデル・ケースで最初に出発する以上止むを得ない、こう思つて四割の補助率に一応着したわけでございます。

○政府委員(南好雄君) 御訂正申上げます。先ほど私七階以上と申しまして、隣の字を見損つたのでございまして、八階以上でございますから、今説明員の説明したのが正しいでございます。

○小笠原三男君 最初我々少し聞いたときには六階以上と言つておつたのですが、それが七階以上になり、今度はそれが八階以上になる。明日、明後日になつたら十二階以上くらいになるのと同じですか。(笑)まあそれは冗談ですが、そういうふうには不確定な建設当局としては嫌々ながら押付けられて来た点から、やはり実施の計画もあやふやな点があるのではないかと、この危惧の念を我々持つておるわけなんです。それでこの数字で出ているところで見ますと、現行法でいわゆる二分の一補助で三百戸を対象としてやる予算だと考えますが、それが一億八千八百七十一万円、それが四割になりまして機械的に一億五千九百六十六万円、こういうふうな査定になつておりますが、その積算された内容について伺つておきたいのですが、これは一戸当りの坪数は幾ら、そして一坪当りの建築費は幾らに見て御計算になつたのか。それからエレベーターその他の共同施設分はどういうふうに見られたのか。或いはこの補助をして上つたものの家賃はどの程度に見、どういふふうに戻収し、或いは個人所有に移して行く御

計画になつておるのか、それらを一貫して御説明願ひたい。

○説明員(前田光嘉君) この高層耐火は現在計画いたしておりますのは、一戸当り十五坪を要すると思つて計算をしております。これには勿論高層になりますのでエレベーターなり、或いは相当程度の広い階段その他をとりななければならぬと思つております。で、その建設費は一戸当りに計算いたしまして百二十五万円かかります。その内訳を申し上げます。主体工事費一戸当り百二十五万円、それに附帯工事費が四万円、用地費が六万円、計百三十二万五千円と見ております。それからこの家賃を計算してみますと、現在の公営住宅法によりまして、その限度を計算いたしますと四千八百円ばかりになります。併し具体的には地方のほうの負担しました負担金額との関係もございまして、実際にきめられます家賃はこの限度の以内において適当な価格にきめようと思つております。

○小笠原三男君 今この一戸当り十五坪の建設費の中に用地費の六万円が入つておるといふことですが、それが家賃の四千八百円の中にはどういふふうに入つて来ますか。

○説明員(前田光嘉君) 用地費の分は償却費の一部に加へまして家賃の計算の基礎に入つております。

○小笠原三男君 だから幾ら入つておりますか。

○説明員(前田光嘉君) それは全体といたしまして一定の率で償却を耐用年数に應じまして償却しますので、ここではちよつと幾らか確定はできませんけれども、全体として、この建築費全部におきまして三千七百三十七円だ

けを家賃の減価償却分として見ております。

○小笠原三男君 それでこれは全体に四割補助になつて、今のようにな百三十二万が一戸当りの経費がかかるというふうなことでこの家賃の限度内で操作ができる。家賃にはこうした補助の下つて来た分というものは転嫁されないということを言明できますか。

○説明員(前田光嘉君) 誠に申訳ないのでございますが、従来の収入基準の最高限は二万五千円程度であつたのであります。これが、これもいろいろの見方でありまして、最近労働賃金も上つておりますので、こういう高層アパートに入つて頂けるかは、その収入の基準の最高限の二万五千円を扶養控除をして三万二千円見当のに入つて頂くようになるのではないかと考えておるんであります。結局どう説明申上げて五割補助しておつたものを四割にいたしましたれば、私は家賃の算定その他について影響しないというほうがおかしいんで、影響あると思ひます。あります。これはモデル・ケースのことでもございまして、将来この種いわれる高層……今後はこの大都市近郊の住宅政策と申しますものは、私はこれはモデル・ケースではなくて、こういう種類の高層アパートでなければならぬ、土地の点から考えてみましても、或いは都市の不燃化という点から考えてみましても、こうなるんであります。そこまできなかつて財政当局もその気になつて来るには、これから建設省としても相当の何と申しますか、努力が要ると勿論考へてはおりますけれども、今の段階ではこうなるだけけれども、今の段

階におきましては、今まで考えておりましたやうな二万五千円が三万二千円くらいになることも止むを得ないと、こういうふうな考へております。以上、何と申しますか、或る程度四割にいたしましたことが家賃その他に相当影響がある、五割から四割になれば相当影響があるというところは、こういうことは素直に認めなければならぬと考えております。

○小笠原三男君 従来の二万五千円程度の収入というものは日本の標準賃金を上廻つておる。それさえもなかなか容易でない。住宅の欲しい人は収入の少い人に私は多いと思う。収入の相当ある人は自分でも住宅は何とか処理する途もあるんじゃないかと考えておる。それでこの八階以上の高層耐火建築は高級アパート、高級住宅ではないといつておつても、結果としては入る人が標準以上の選ばれた人だけが入るから、その意味においては高級住宅になつてしまふ。こういう点は住宅政策としてわざ／＼こういう土地の高度利用という建前でやつている趣旨から言へば、おかしいことじやないかと思ふのです。というふうな思ふのです。特定な選ばれた人しかこういう住宅に入れない。そういう住宅を造るんだというところ自身が、今度は根本に遡つて変なことになる。今の状態においては住宅を契約して造るために高層建築は非常に必要だ、いいものだとなつて、きてきたものにはめつたに一般労働大衆というものは入り得ない。特定な人しか入れないということであれば、国の住宅政策としてはおかしい結果になつて来ると思ふ。というふうには私に考へる。が、まあその点は議論になり

ますから一応専門の委員会のほうでやります。が、少くともお尋ねしておきたいことは、あなたは国家財政の見地に立つてこれは止むを得ないということをおつしやいました。が、その場合の国家財政というのは中央の財政というのとだけを言つておるんです。あなたの言ひ分は……中央政府の財政ということだけ。併し国家財政というならば、地方も中央も一くるめに一切を見合つた上で考えられるのが私は国家財政だと思ふ。そういう点から申しますと、国のほうは四割、地方負担は六割となる。従来からいへば一割一般経費としても負担が殖える。それから現に参事人として呼んだ東京のかたのお話ですと、あなたたちが東京、大阪等にこれは造らせようと意図しておられるはずなんです。が、坪当り七万五千円というふうな計算に国のほうではなつておるやうだが、東京都では九万から十万くらい坪当りの費用がかかるというところを公述している。ですから、これは個人にとつてみれば家賃には転嫁される、或いは地方財政に一方的にのしかかつてしわ寄せになる。そういう地方の犠牲を強いることによつて辛うじてこのモデル的な住宅建設をやつて行こう。こういうことになつて来るわけですね。その点については建設省側もその通りだといふふうに肯定せざるを得ないと思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。繰返し私先ほどからお答え申しておるのでありますが、もと／＼これは三百戸のモデル・ケースでございまして、建設委員会におきましてもお答えいたしましたように、五大都市と

その他の都市の住宅政策というものは、おのずからそこに違いがあつて然るべきであると考えております。これを一緒にやつておきますので、間々非常にもむずかしい問題も起きて来るのであります。将来やはり五大都市あたりには、私の考えをいたしましては、どうしてもこの高層耐火構造住宅というものを普遍化してやつて行かなければならぬものだ。そういうことになつて参りますれば、今大蔵省の考えておられますような四割という考え方は、これは国家財政をよほど考えてみなければならぬのであります。住宅政策が今日のように重きをなしてあります。限りにおいては、私はやつぱりできますことなら五割に速かに早い機会のおうちに直つて行くべきものと考えております。何と申しまして、小笠原さんが指摘されましたように、国の財政が困るから四割にして地方側に六割持たすという考え方は、お説の通りやばい地方財政にしわ寄せが来ると思ひます。勿論これには起債その他でいろ／＼裏付けをして参ります。結局借金は安い高いの議論はありますが、利子は払わなければならぬ。せんで、地方財政に或る程度のしわ寄せの行くこともこれは事実でございます。そこでやはり住宅政策というものを五大都市その他と分けて、そして今後は何といたしまして、五大都市におきまする土地、地価の最近の高騰から考えまして、これは八階から十二階、そういうことになつておられます。そういう点も考えてみなければならぬ。高層耐火構造住宅というものをやつて、土地の不燃化とい

うことにも、何と申しますか、寄与して行かなければならぬ。そこで大きな高い建物に今の常識で、大蔵省の係官がついて参りますと、ここで大きな高い口をたらし返事をしたのであります。したが、高級であるから四割にするという考え方でなくて、場合によつてはこれはむしろ六割にしなければならぬという事象も発生して来るのじやないか、こういうふうには考えておられます。併し現在の世間の常識から申上げますと、モデル・ケースのことでもあり、国家財政も非常に困つておる。どう御覧になつたかは、これは御解任に任ずるのであります。が、この種いわけゆるモデル・ケースについては四割でも考え方としては、そう何と申しますか、行過ぎておらんと。そういう気持において建設省として財政当局と協力いたしまして、この統一を図つたことを一つ特に御了承願ひたいのでございます。

○小笠原二三男君 とういうものは、モデル・ケースだということですが、大いに普及したい、而も大衆化したとして取上げるものだと思います。それが地方が食いついて来るような条件も作らないで、そしてこれを普及する、或いはモデル・ケースとして大衆化して行くことではならぬのじやないか。当分の間二分の一以内とするのができるものであつて、そうして当分の間それが続くことを我々は前提としてこれを考えなくやならないのであります。が、来年、再来年になれば国家財政が豊かになるというやうな、何ら客観的な国際的な経済情勢というものが見通しが立たぬのですから、そういう点から言えば、これはあなただ方が意図していることは却つて逆な方向に、こういう耐火構造建築というやうなものが伸びない方向に、初めからもう予想せられるのではないかと。うに私たちが心配せざるを得ないのですが、先ほど起債というやうな点もありましたが、この二十九年度においては起債の裏付けはどういうことになつておられますか。

○説明員(前田光嘉君) 二十九年度の公営住宅の地方負担分につきましては起債の計画はまだきまつておりません。大体従来の割合で行くものと思つておりますが、その地方負担分の半分以上が起債で行つておる実情でございます。

○小笠原二三男君 どうもそういう話を聞いても、何か援助するとか、面倒を見るか、育つてるとか、そういう点にこういう新しい構想としては欠けていふというふうな思ひを得ない。而もでき上つたものが特定の収入以上のものでなければ利用できないというやうな結果になることでは、これは大変なことだと思ひます。それで皆さんおいでにならなかつたから念のために申上げますが、この知事会を代表しての公述によると、本事業の性格上、率の引下げには賛成できない。右による予算の不足額については補正予算において措置すべきである、こういうふうな意見の公述があるわけなんです。で、これ以上は意見に亘りませんから、大臣の御出席等を頂いて一括して各問題をやるべき掘り下げて御質問申上げますが、この三百戸の建設計画については具体的に東京なり、大阪

等割付けがなされておりますか、又引受側の状況はどういうことになつておりますか。

○説明員(前田光嘉君) この耐火住宅は御指摘の通り、特に宅地難の甚だしい住宅問題のむずかしい大都市にやりたいと思ひまして、取りあへず六大都市の担当者に相談を進めております。併しお話のございましたやうに、或るところにおきましては、財政上の都合によつて／＼今後検討しなければならぬところもあり、又或る地方におきましては、財政の余裕もあるでしょう、是非やりたいというところもありますが、まだこの具体的な割当なり計画は目下検討中でございます。きまつておりません。

○小笠原二三男君 消化し切れないうやうな事態は起りませんか。

○説明員(前田光嘉君) 三百戸でございますと、大体この建物は一棟あたり七十戸から百戸程度が考えられますので、棟数にして三棟から四棟でございます。で、棟数にして三棟から四棟でございますので、今の集めました六大都市の皆さんの御要望はむしろ足りないのじやないかと考えております。

○小笠原二三男君 最後に、先ほど申上げましたが、政令で定める第一種公営住宅というものを高層耐火住宅とし、二分の一以内としているのを四割なら四割とする、こういうふうな最悪の場合委員会として明文化することについては、建設省として御異議ありませんか。

○政府委員(南好雄君) 異議はございません。

○小笠原二三男君 二十三条の一項はこの程度にしておきます。

○委員長(松永義雄君) 速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

○小笠原二三男君 次に公営住宅法第二十六条第一項に關しまして指導監督に要する費用の問題でございますが、この全額交付になつておつたものを一部交付に改めるといふのが内容のやうでございますが、これも先ほど一般的にお述べ頂いた理由にもよるかも知れませんが、この費用を一部交付に直してもいい、止むなくこれも大蔵省側に恭順の意を示した理由を承わりたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。これはこの種事務が各都道府県に共通の一般行政事務であるという性格もございまして、一部都道府県に負担させてもいいのではないかと。うやうな考え方から、本年度の予算は昨年から減つておられますが、財政当局に協力いたしまして、こういう規定に直したのでございます。地方財政が非常に困つておることは勿論考えておりますが、事務の種類によつては地方当局にも費用を考へてもらう、分担してもらう、そのほうが却つて行政事務がスムーズに進むものもあるのじやないか、そういう点も考へまして、この分につきましては或る程度負担させたほうがいいのじやないかというやうな考えも私個人的に持つておるのでございます。そういう意味合におきまして、今年あたり非常に困つておる国家財政の見地から考へまして、財務当局にも協力したというのが実情でございます。

○小笠原二三男君 従来この交付金の対象にしておつたものは具体的にはど

ういうもので、そうして私さつき金額を交付と申しましたが、これはちよつと言ひ間違ひでございまして、従来はどの程度の交付をしておられて、今度政令で定めるものの一部というの、どういう程度を見込んでおられるのか、御説明頂きたいと思ひます。

○説明員（前田光嘉君） この交付金は二十八年度は九千九百万円ほど交付しております。今年は事業費が殖えまして、一億一千万円交付金で予定をしております。この費用は都道府県が管下の公営住宅の事業主体である市町村を指導監督するために必要な人件費、物件費その他の費用でございまして、主として地方におきましては人件費のほうを負担をしている、今後もしてもらうつもりでおります。

○小笠原二三男君 それで一部というのはどの程度のものになるわけですか。

○説明員（前田光嘉君） 市町村を監督するために必要な経費につきましては、その市町村の数なり、或いは事業主体の指導監督のやり方によりまして相当差がございまして、一応考えて基準的に極く限定したものであります。が、基準的な考え方といたしましては、全額につきましては約一億三千万円ぐらい要するのじやないか、こう考えております。そのうちの一億一千万円をこの法律による交付金として交付する、こういう考えでございまして、

○小笠原二三男君 この公営住宅法に基づく指導監督という事務は、これは国の事務ですか、地方の事務ですか。

○説明員（前田光嘉君） 国の事務と一応考えておりますが、公営住宅の性格上、この指導監督は都道府県も相当熱

○小笠原二三男君 熱を入れるということとは、国の事務だけれども、地方も金を出せということを目指しているのですか。

○説明員（前田光嘉君） 地方のほうからも指導監督費を出して頂くことを期待しております。

○小笠原二三男君 これは従来建設費ですか、それらの百分の〇・三なり一・一なりの部分を交付金として出しておつたのですが、さつきから御説明を頂いてわからん点は、それが「一部」を当該都道府県に交付する」というのですが、その基準はどういうことになりますか。

○説明員（前田光嘉君） この一億一千万円の予算は建設総事業費の百分の〇・五に当つております。それを配付いたしますのは、その都道府県の区域内の市町村の事業主体の数、それからその事業主体が建設しますところの住宅の戸数等を考慮いたしまして、配付いたしておるのでございます。

○小笠原二三男君 大蔵省から配付になつた資料によると、現行法でも改正後でも同じ一億七千九百六十六万円というふうに出ておつて総額には変わりございませんが、総額に変わりが無いのにわざわざ「費用の一部を」というふうに都道府県に負担させるというのですが、これは何を負担させるのですか。

○説明員（前田光嘉君） 多少現行法の表現が、地方が負担するものにつきまして疑義を以て考えられますので、そのために現実の事態に合せますようにはつきりと規定したわけでござい

○小笠原二三男君 そうすると、都道府県に状況によつて厚くしたり薄くしたり、手心を加えるということですか、総額の金の中で……

○説明員（前田光嘉君） 各都道府県に對しましては、先ほど申しましたように都道府県内の市町村の数、その市町村が建設する住宅戸数で機械的に計算します。

○小笠原二三男君 いや国が機械的に計算して都道府県に渡すわけですね。そうすると、何もこの「費用の一部を」というような必要はないじやないのですか。

○説明員（前田光嘉君） その交付金のみを以てしては都道府県が必要とする指導監督費を全部賄ひ切つておられますので、残余の分につきましては、地方の負担にお願いしたいという意味でございまして、

○小笠原二三男君 ちよつと私もわからなくなつて来たのですが、じや従来は国が機械的に計算をしたものを出してやつたほかに、又この公営住宅法という法律の根拠に基いて何らか措置されておつた金があるのですか。

○政府委員（南好雄君） お答え申し上げます。ありように、率直に御了解を求めなければならぬのじやないかと申つておりますが、只今企画課長から御説明申上げましたように、従来は機械的に市町村の数と、それから事業の量で補助金を出しておつた、ところが住宅政策に非常に熱心なところではその費用以上に出しておる県もあつたわけ

です。そういったと、この法律によつてこれに必要な経費は全部国費で以てしなければならなくなつておりますので、必要以上に人間を置くよう

な場合の、これは向うの補助を受ける府県から申しますと、必要以上でなくて、必要最小限度の人間だと言ふし、国のほうから申上げますと、これ以上の他の府県は他の府県の事業量の他から勘案して、例えて申しますならば三人でいいはずだと、こう言いますし、五人置いたある県は五人全部置くと、このことにつきまして多少のいざこざもあつたようにも聞いております。率直に……そこで今度は一

定の基準で人件費のほうを主として見て行く、で、若しこの国の住宅政策というものに都道府県が協力するならば、い

わば人件費につきましても、事業費につきましても、より以上に経費を持つて頂いても法律違反にならんように、一部というふうにならぬように、むしろ本當の事情に合うのじやないかというので、こういう趣旨に直したの

でございまして、

○小笠原二三男君 これは交付金ということになつてゐるので、一般の補助金のように適宜な措置を加えることができない、併し地方では従来規定によ

る交付金以上に地方費を出してこの方面に金を使つておつたけれども、それは止むを得ない措置としてごまかし

ておつたのだ、それより以上金をやれなかつたのだ、それをただ良心的にこの際文化したんだ、そういうこと

ですか。

○政府委員（南好雄君） 大体のところさように私たちも考えております。

○小笠原二三男君 大体のところは、そこはそうならば、正体のところは何か

ですか。

○政府委員（南好雄君） 先ほど小笠原

さんは調べものをしておいでになつた

ようであります。これはなかなかむずかしい問題で、ありように率直に申せばと言つてお断わりして御了解を願つてゐるんですけれども、大体こういう種の事務につきましては、一定の基準で大体これだけの人間が要するだろうというところにいたしておきましても、住宅政策というものは非常にその地方においてやましくなつております場合には、三人の基準人員でも五人おくこともございまして、そういう分につきまして残り二人のものが、この法律で申しますれば、全部国がしなければならぬやうな、そういう一応の解釈も出て参ります。そういうことについて交付金でございまして、任意にやるやうなこともなか／＼でかかぬために、い／＼何と申しますか、そこ

に一定基準で出しておつた、そこでこれは一定基準で出しておつた、そして熱心なところには幾らかでも経費を出して

らうようにしたほうが、むしろ現実の事態に合うのじやないかというので、

こういうふうになつたのでございまして、それなら何と申しますか、今まで

それは法律違反をやつておつたのじやないかという議論が当然起きて来ることも考えているのであります

が、大体交付金制度につきましては、そういうやうな交付金の出し方を

よりほか方法がないものでございまして、むしろこの際法律の規定を直した

ほうがいいというので、大蔵事務当局、建設事務当局が一致してこういうふうになつたやうな次第でござい

○小笠原二三男君 先ほどは企画課長はこの法案が通過して改正になつたあとも、都道府県に対しては国として

は機械的に従来のように配分するんだとおしやつたんです。だから私はこういう質問をしておるわけで、どこでやり繰り算段し、操作するのですか。あなたの言うほうは、熱意のあるところには厚く、熱意のないところには薄く手心を加えるんだという御説明なんです。それでこの段階でこれは手心を加えるのですか。国が手心を加えるんでなくて都道府県のほうが手心を加えるなら、こういう文章表現はないと思うのです。で、企画課長の言うほうが本当なのか、政務次官の言うほうが本当なのか、わからんのですわ。どつちが手心を加えるんです。

○政府委員(南好雄君) 企画課長も手心を加えるとは申しておらんのであります。私も手心を加えるとは申しておらんのであります。交付金の性質上勝手に厚薄を付けてはならないんだから、そこには一定の基準と申上げますが、都道府県の中にあります市町村の数、それからやつております事業量によつて一つの算式基準を作りまして、それによつて機械的に交付金をきめます。併しながら、その県の中にいて非常に住宅問題のやましい県に於いては、それ以上に経費を使うところもあります。といつて、そういう場合においては法律の規定が監督の事務については全部持つようなふうに解釈もできますので、従来においてはいざこざを聞かされた、そこで疑いを避けるためにこの際は改正しなければならぬ、且つこの種事務は国の事務とは申しますものの、共通の一般行政事務であるという点から考えてみまして、何と申しますか、全体の費用の一部を国が持つというふうな規定

定にしたほうがいいというので、こういう趣旨の改正にいたしました、こゝうお答え申上げたようなわけであります。

○小笠原二三男君 そうすると、国としては、さつきも私はこれ聞いたんです。国としては従来法律であるが、改正された法律であるが、計算の基準或いは配分額等においては変りはないんだ。ただ地方が従来使つておつた分も、よくくれ／＼といざこざが起つて来たから法律的に明快にしたんだ。それでこれは国の財政の都合というところではないのだ。ただこの際何と申しますか、金額を、指導監督に要する費用では国が負担することになつておるものを、それを実情に合ふように一部としたので、ただ金額的には従来法律と同様なんだ、こういうことですか。

○政府委員(南好雄君) その通りでございます。

○小笠原二三男君 それでは、この一部地方に負担してもらう部分については、財政的な裏付けを国がするわけですか、しないのですか。

○政府委員(南好雄君) これは必ずかしい問題になるんであります。大蔵当局との事務の打合せにより、大蔵と、やつております残りの金の出し方でございます。交付金を差引いた残りの實際使つてゐる金、それはやはり何と申しますか、一定のやはり基準で地方交付金ですか、あの中から見ることになつておるものであります。併しこれも一定基準でございますから、いわゆる全費用をカバーするかどうか、これはちよつと私らのほうにもそこまで確めてないのであります。

併しこれは必ずかしい問題であり、す。地方のほうはこの種の仕事にこれだけの金が必要なんだからと、地方財政は赤字だからと言ふし、中央のほうでは一定の基準以上は出せない、こういう点でいつもそこをむずかしい問題が起るんであります。一部と、こゝうやりましたも全然それ以外は見ないと言ふのじやなくて、なお残りの一定部分につきましては、地方交付金という中で算定して頂くように大蔵省と了解ができております。

○小笠原二三男君 それは地方交付税法で見れば、従来平衡交付金法を改正してそういう税法になるわけなんです。二十九年度は、確かにあなたがおつしやるように平衡交付金法によるのと同様の内容を持つて一般的に地方の財政の裏付けをするものであります。併し来年度以降になりますと、これは配付税の性格が強くなつて来るわけなんです。国税の、国が徴収する税額の一定割合だけを出すのであつて、それは地方の財政計画そのものが先に積算されて来て、国が基準財政需要額と収入額との差額を以て見て行くというふうな行き方ではだん／＼なくなるわけなんです。或る限度の金だけをただ渡すだけのことであつて、地方はそうした意味においては国の施策に伴うところの裏付けがちゃんとできておらないと困つて来るわけなんです。今年のはそれでいかも知れませんが、併し今年の地方交付税でも、或いはさきま／＼な譲与税でも、或いは地方債、起債、これら引つくるめて考えても、地方財政としては財源はやはり従来から見ると困つておるわけなんです。財政的には困つておるわけなんです。まして交付税なり、譲

与税の合算額というものは、従来平衡交付金より下廻つておる。下廻つておつて、ただ口では見るのだ、見るのだと言つたところで、それを見れば、さつきも先のことだと思ふのです。それで見るのだとおつしやつておるが、じやその単位費用は幾らに見て、どれだけ地方財政計画の中に入つておるのかお示しを願ひたい。

○政府委員(南好雄君) どの程度入つておるかお示しすることは、これは金額的に建設省においてはわかつておらんのであります。要するにこの一部交付金として一部を出す、足らん分は地方交付金の中に勘案して出してもらうことにする。僕は地方財政の問題につきましては、ここで小笠原さん議論になるから……。

○小笠原二三男君 いいですよ、して……。

○政府委員(南好雄君) いや、私のほうに困りますので申上げませんが、冒頭においても申上げましたように、むずかしい問題でございます。私のほうは余るという果はなか／＼ないのでございませう。そこでむずかしい問題に展つて来るのであります。要はこの種行政事務につきましては、府県においても一部費用を分担していただく。その分担してもらふものについては基準財政需要額ですか、その中に一部勘案して頂く。そういう事務的打合せをしておるものであります。なおそれ以上使う場合には、これは虫のいいことになるかも知れませんが、他の費用でも節約して頂く、この種の行政事務の執行に支障のないように県に協力して頂く、こういう建前でまあ進んでおるようなわけでございませう。

○小笠原二三男君 そうすると、これも高層耐火建築同様、地方財政についてはしつ寄せになつて行くということ率直に建設当局としてはお認めになつたわけですね。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。この二十三条の第一項と違ひまして、この二項、三項の場合は、私は率直な考えであります。御指摘のように、地方財政にしつ寄せになつて行くほどまでは私考えておらんのであります。地方財政も、中央、地方につきましても、まだいわゆる考え方によつては節約の余地も残つておりますので、本當に住宅政策などを真剣に取上げて取組んで行こうとする場合におきましては、それは今の何と申しますか、第一項につきましては、これは私個人であります。まだ建設当局といたしましては十分とは決して思つておりません。併し二項、三項につきましては、この種行政事務につきましては地方も当然程度分担していただく。それは基準財政費用の中からですか、その中から出さうし、他の部門も節約してもらつてやつて行く、こういうふうな行き方をしなければならぬものと、こういうふうには私は考えているようなわけであります。で、結論を申上げますと、第一項とちよつと違つて、二項、三項はそう御指摘のように地方財政にひどくしつ寄せをするというふうなつもりでこういう打合せをしたのではない、この案面に申上げておるわけでありませう。

○小笠原二三男君 ただ筋としては論理的にはあなたは再々むずかしい、むずかしいとおつしやつていました。が、基準財政需要額に見る単位費用等も、

第二十四部 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十四号 昭和二十九年四月六日【参議院】

地方の要望を充たすだけではないということをお承知になつてゐるからさういふ話になると思う。で、現実の問題として国が財源的な裏付けをする分が足りない、地方が純粹に持出す分が必ずあるのだ、こういうことを認める限りは、その意味においてそれは地方財政にしわ寄せになる、これは国の施策なんだ、公営住宅法は……。そしてこの地方財政法の第十条の二或いは第十条の三、これらにおいて国が全部或いは一部を見ることになつてゐる。そして見ない分は平衡交付金で見たりしておる分もあつたりしたわけだ。それは現実にはやはり事業を遂行して行くのには金が足りないのだ、従つて単位費用が過小評価されておる、或いはこの金額交付の百分の〇・三なり、百分の一なりというものの見積額が率が低いといふようなところから問題が起つて來てゐるわけです。そういう意味ではそれはしわ寄せですよ。そういう意味で申しておるので、政府をこの部分ぐらゐのことで攻撃する意味で私は申しておるのではない。しわ寄せであるくらいはお認めになるのでしょうか。

○政府委員(南好雄君) そういう趣旨ならば認めます。

○小笠原二三男君 いやいいです。

○委員長(松永義雄君) それでは本日はこの程度を以て散会いたします。

午後四時四十四分散会